

改正後	現 行
<p>(3) 同行援護サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 2人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等について 2人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合のうち、第546号告示の<u>第1号イ</u>に該当する場合としては、移動中や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等が該当し、<u>第1号ハ</u>に該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>⑥～⑬ (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(3) 同行援護サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 2人の同行援護従業者による同行援護の取扱い等について 2人の同行援護従業者による同行援護について、それぞれの同行援護従業者が行う同行援護について所定単位数が算定される場合のうち、第546号告示の<u>第1号</u>に該当する場合としては、移動中や外出先等において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等が該当し、<u>第3号</u>に該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の同行援護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>⑥～⑬ (略)</p> <p>⑭ <u>平成30年度中の報酬の取扱いについて</u> <u>平成30年3月31日以前に同行援護の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者については、支給決定を受け直すことによる利用者の申請手続き及び市町村の事務処理に係る負担を考慮し、従前の支給決定の有効期間に限り、従前の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の分類による報酬を算定できる取扱いとする。</u> <u>この場合、以下のことに留意されたい。なお、利用者の意向により、支給決定の有効期間中に、支給変更決定等を行うこと</u></p>

改正後	現 行
<p>⑭ その他 (略)</p> <p>⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑯ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第3の7の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(4) 行動援護サービス費 ①～⑭ (略)</p> <p>⑮ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第4の7の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u></p>	<p><u>も可能とする。</u></p> <p><u>ア 区分3の利用者に対して提供した場合の加算、区分4以上の利用者に対して提供した場合の加算及び盲ろう者支援加算については、支給決定の更新等を行い、かつ、当該加算の要件に該当する利用者に行き援護を提供した場合に算定できるものであること。</u></p> <p><u>イ 盲ろう者向け通訳・介助員は、「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者に対しても同行援護を提供できること。同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の報酬は、いずれの者に対する場合であっても、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。</u></p> <p>⑮ その他 (略)</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて (略) (新設)</p> <p>(4) 行動援護サービス費 ①～⑭ (略) (新設)</p>